

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.10.21	住居表示変更	変更前	郵便局	520200	智頭郵便局	-	鳥取県八頭郡智頭町智頭京免1539-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	520200	智頭郵便局	-	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1539-1	○	○	○	○	○	○	○	-
R6.11.9	住居表示変更	変更前	郵便局	030800	高坂郵便局	-	埼玉県東松山市高坂978-5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	030800	高坂郵便局	-	埼玉県東松山市高坂3-8-4	-	○	○	○	○	○	○	-
R6.11.18	住居表示変更	変更前	郵便局	402390	泉佐野貝田郵便局	-	大阪府泉佐野市鶴原1208-15	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	402390	泉佐野貝田郵便局	-	大阪府泉佐野市貝田町1-3-24	-	○	○	○	○	○	○	-
R6.12.1	業務変更	変更前	郵便局	767980	鹿子前簡易郵便局	○	長崎県佐世保市鹿子前町381-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	767980	鹿子前簡易郵便局	○	長崎県佐世保市鹿子前町381-2	-	○	○	×	○	○	-	
R6.12.1	業務変更	変更前	郵便局	768320	佐世保大潟簡易郵便局	○	長崎県佐世保市大潟町50-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	768320	佐世保大潟簡易郵便局	○	長崎県佐世保市大潟町50-6	-	○	○	×	○	○	-	
R6.12.2	住居表示変更	変更前	営業所	707090	親慶原簡易郵便局	○	沖縄県南城市玉城仲村渠1255	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	707090	親慶原簡易郵便局	○	沖縄県南城市玉城仲村渠1255-1	-	○	○	×	○	○	-	
R6.12.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	787550	竹之山簡易郵便局	○	鹿児島県日置市伊集院町竹之山829	○	○	○	×	○	○	-	
R6.12.3	移転・改称・再開	変更前	郵便局	612880	グラン楠通り郵便局	-	愛媛県新居浜市新須賀町2-10-7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	612880	しんすか郵便局	-	愛媛県新居浜市新須賀町3-1-89	-	○	○	○	○	○	-	
R6.12.9	移転	変更前	郵便局	412340	東住吉今川駅前郵便局	-	大阪府大阪市東住吉区西今川2-12-18	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	412340	東住吉今川駅前郵便局	-	大阪府大阪市東住吉区西今川2-12-2	-	○	○	○	○	○	-	
R6.12.19	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	868380	鮎川簡易郵便局	○	秋田県由利本荘市東鮎川岡田186-2	○	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.12.20	移転	変更前	営業所	317490	神和住簡易郵便局	○	石川県鳳珠郡能登町神和住ラ部23	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	317490	神和住簡易郵便局	○	石川県鳳珠郡能登町神和住レ部12-5	○	○	○	×	○	○	-	
R6.12.21	契約解除	変更前	営業所	057160	小見川八軒町簡易郵便局	○	千葉県香取市小見川884	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.12.26	契約解除	変更前	営業所	517550	久山田簡易郵便局	○	広島県尾道市久山田町1580-3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.12.31	契約解除	変更前	営業所	027110	春日台簡易郵便局	○	神奈川県愛甲郡愛川町春日台3-6-26	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.12.31	契約解除	変更前	営業所	617140	国安簡易郵便局	○	愛媛県西条市桑村134-1	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.12.31	契約解除	変更前	営業所	718360	豊秋簡易郵便局	○	熊本県上益城郡御船町豊秋1149-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.12.31	契約解除	変更前	営業所	997500	津別豊永簡易郵便局	○	北海道網走郡津別町豊永51-8	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。